

平成30年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H30.8.21	H30.9.3	平成17年11月15日付特定非営利活動法人〇〇の「設立申請書類」及び平成22年度事業報告書類のうち「定款」	57		1														(7条2号) 申請者、設立総会出席者、議長、設立代表者、議事録署名者、社員等の氏名、申請者、監事等の住所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	H30.8.21	H30.9.4	昭和57年〇月〇日付基本財産の一部交換承認申請書（財団法人〇〇） 昭和57年〇月〇日付寄付行為の一部変更認可申請書（財団法人〇〇） 平成23年〇月〇日付基本財産の一部処分承認申請書（財団法人〇〇）	3		1														(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等犯罪防止の予防に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	H30.8.1	H30.9.11	私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、2事業活動収支計算書（平成29年度決算）及び貸借対照表（学校法人〇〇外184法人）	370		1														(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
4	H30.8.31	H30.9.12	宗教法人「〇〇」規則	5		1														(7条2号) 責任役員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報を公にすることとなるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
5	H30.9.4	H30.9.18	〇〇いじめ事件での〇〇側が私学行政課に提出した調査報告書																	当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の私立学校におけるいじめの有無という東京都情報公開条例第3号及び第6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 (7条3号) 私人の寄附財産等によって設立され、独自の教育活動を行う私立学校において、いじめの発生の有無という学校の社会的評価に直結する情報を明らかにすることになり、私立学校の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。 (7条6号) 本件開示請求に対し、公文書の存否を明らかにすることとなると、被害者等が学校への情報提供に消極的になり、正確な事実の把握が困難になることや、学校が東京都へいじめに係る相談や情報提供を行う際に慎重になり時間を要すること等により、いじめ防止対策推進法に基づき、東京都が行ういじめの防止等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	生活文化局私学部私学行政課
6	H30.9.6	H30.9.18	(1) 〇〇中学校学則（平成29年5月16日施行） (2) 〇〇高等学校学則（平成29年4月1日施行）	17		1															生活文化局私学部私学行政課
7	H30.9.5	H30.9.19	平成27年に発生した〇〇でいじめ問題。 ●被害者△△さん（当時〇年生） ●加害者 〇年女子12名 上記の事案で〇〇から東京都私学部私学行政課に提出された調査報告書。																	当該開示請求に係る公文書については、以下の理由により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 (7条2号) 請求内容は特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該特定の個人に関する情報を公にすることとなるため	生活文化局私学部私学行政課
8	H30.9.5	H30.9.19	平成29年度都民の声・一般相談等受付簿（平成30年2月1日から2月14日まで）	1		1														(7条2号) 氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局総務部総務課
9	H30.9.5	H30.9.19	都民の声課総合窓口から生活文化局あてに送付された要望・意見の回答件数・処理しない理由が分かる文書																	当該文書については、実施機関において、作成及び取得しておらず存在しない。	生活文化局総務部総務課

平成30年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
10	H30.9.5	H30.9.19	2018年2月5日付提言・要望等日計表内訳 2018年2月9日付提言・要望等日計表内訳 2018年2月13日付提言・要望等日計表内訳 2018年2月6日火曜日付メール送信文	5		1														(7条2号) ・氏名、都道府県、区市町村、宛先については、個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため ・要約欄及び通信文の一部については、申請者個人の考えに基づき寄せられた意見・要望等の内容やそれに対する都の回答が記録されており、公にすることにより申出者の権利利益を害するおそれがあるため (7条6号) ・要約欄については、都民の声事業を適切に遂行するため、都民等から寄せられた意見・要望等の内容を要約して記録したものであり、公にすることにより都民の声総合窓口においてどの程度の記録を残しているか明らかとなり、記録されることを企図した意見・要望等が多数寄せられるなど、都民の声事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部都民の声課
11	H30.9.5	H30.9.19	都民の声課総合窓口から都民の声課宛てに送付された要望、意見を処理しない理由が分かる文書。																	都民の声総合窓口から都民の声課宛てに送付された要望、意見等については、処理しない理由が記載された文書は存在しない。	生活文化局広報広聴部都民の声課
12	H30.8.20	H30.9.20	経済的支援制度に関する規程	3	1																生活文化局私学部私学振興課
13	H30.9.12	H30.9.21	特定非営利活動法人〇〇の平成27年〇年〇日付「設立認証申請書類」及び平成29年〇月〇日付「設立登記完了届出書」	46		1														(7条2号)申請者、代表権のある理事以外の理事、監事及び社員の氏名、郵便番号、住所又は居所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号)印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
14	H30.9.12	H30.9.27	(1)個人情報保護審査会答申第129号(諮問第144号) (2)個人情報保護審査会答申第170号(諮問第174・181号) (3)個人情報保護審査会答申第171号(諮問第183号)	24	1																生活文化局広報広聴部情報公開課
15	H30.9.14	H30.9.28	平成16年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成15年度事業報告書類のうち「事業報告書」外10件	161		1														(7条2号)外部講師、研究調査委員、セミナー出演者、会計、監事、新会員等の氏名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号)借入金相手先については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため	生活文化局都民生活部管理法人課